

鳥取市災害廃棄物処理計画の概要

【策定の目的】

鳥取市災害廃棄物処理計画（以下、「市災害廃棄物処理計画」という。）は、大規模災害時における様々な事態に対して迅速で適切な廃棄物処理が可能となるよう、発災後の廃棄物処理で起こり得る事態を平時から想定し、本市における災害廃棄物の基本的な対応方法や処理体制等を示すものである。

また、市災害廃棄物処理計画は、鳥取市一般廃棄物処理計画（毎年度告示）と鳥取市地域防災計画（令和3年度修正）を補完し、災害廃棄物対策に特化したものとして定めるものであり、さらには、発災後における市災害廃棄物処理実行計画の策定の基礎とするものである。

鳥取市災害廃棄物処理計画の構成

市災害廃棄物処理計画「本編（全53頁）」では、本市の状況を踏まえた災害廃棄物対策及び行動計画を示す。

部	項目	本編の主な内容
第1部	総則編 (本編13頁)	背景と目的、市災害廃棄物処理計画の位置付け、基本方針など 本市の災害廃棄物処理能力の推計、災害廃棄物発生量の推計
第2部	組織体制編 (本編7頁)	市の組織体制 災害廃棄物処理の広域処理体制（県、国、中国ブロック協議会） 民間事業者等との連携（応援協定、ボランティア）など
第3部	初動対応編 (本編13頁)	初動対応の概要、情報収集・報告、障害物の撤去 災害廃棄物処理体制の構築（仮置場、片付けごみ収集運搬体制等） 住民等への広報、相談窓口の設置 災害廃棄物発生量の推計方法、災害廃棄物処理実行計画の作成 廃棄物処理法上の非常災害の判断 国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業など）の活用
第4部	仮置場関係編 (本編11頁)	仮置場の分類と選定、仮置場の設置、管理・運営計画など
第5部	廃棄物処理編 (本編6頁)	処理フロー、主な災害廃棄物、処理困難物の処理方法 損壊家屋等の撤去・公費解体、貴重品・思い出の品の取扱いなど
第6部	事務処理編 (本編3頁)	補助金申請関係 平時の備え（仮置場候補地の選定、市民等への周知・広報計画、民間事業者等との協力・応援体制の構築など）

1 想定する災害と災害廃棄物発生量の推計

市災害廃棄物処理計画で想定する災害は、鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）や鳥取市地域防災計画で想定された本市に最も大きな被害をもたらす鹿野・吉岡断層などの地震災害と、国及び県が指定した河川の洪水浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条関係）における水害とし、これらの災害で発生が想定される廃棄物を本市における災害廃棄物発生量の推計値とした。

【本市で想定される災害と災害廃棄物発生量の推計値（抜粋）】

災害の種類	想定する断層等	災害想定規模	本市での発生量推計値	仮置場必要面積
地震災害	鹿野・吉岡断層	最大想定 (震度7相当)	撤去等廃棄物 約136万トン 片付けごみ 約6,000トン	約49ha (約490,000㎡)
		1ランク下 (震度6強・ 鳥取西部地震相当)	撤去等廃棄物 約11万トン 片付けごみ 約5,000トン	約4ha (約40,000㎡)
		2ランク下 (震度6弱・ 鳥取中部地震相当)	撤去等廃棄物 約3,400トン 片付けごみ 約4,200トン	約0.3ha (約3,000㎡)
水害	千代川水系	河川氾濫による 浸水被害	撤去等廃棄物 約20万トン 片付けごみ 約8万トン	約13ha (約130,000㎡)

2 災害廃棄物処理に係る組織体制

本市における災害廃棄物処理の庁内組織体制を定めるとともに、体制強化が必要な場合には特別体制として「災害ごみ対策本部」を設置する。また、本市のみで災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理ができない場合には、本市と応援協定を締結している団体や県を通じた広域的な連携等により応援要請を行う体制とする。

3 初動対応の行動計画

発災後の初動対応として、災害廃棄物処理体制における行動計画を定めた。

経過時間	初動対応の行動計画
発災～12時間	「職員参集」、「連絡体制の確保」、「災害時組織体制への移行」
～24時間	「情報収集・報告」、「障害物等の撤去」
～1週間	「仮置場開設・管理運営」、「収集運搬体制の構築（片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ）」、「応援要請・受入」、「住民等への広報、相談窓口の設置」
1週間～	「発災後の災害廃棄物発生量の推計」、「災害廃棄物処理実行計画の作成」、「廃棄物処理法上の非常災害の判断」、「国庫補助事業の申請手続き」

4 仮置場運営計画と災害廃棄物処理方法

■仮置場運営計画の作成

本市は、多量に発生した災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する仮置場を設置するものとする。本編では、仮置場の選定方法や設置方針、仮置場に関する広報計画、場内レイアウト例や必要人員など、仮置場の管理運営手順を示す。

■災害後の片付けごみの分別方法

以下の5種類を基本とした分別を市民へ求めるものとする。

- | | | |
|--------------------|---------------------------|-------|
| ① 大型可燃ごみ | ② 大型不燃ごみ | ③ 廃家電 |
| ④ 処理困難物等（廃畳・廃タイヤ等） | ⑤ 危険物・有害物（ガスボンベ類、農薬、消火器等） | |

■災害廃棄物処理方法など

発生した災害廃棄物の処理フローの作成、処理困難物の処理、損壊家屋等の公費解体の対応方法を例示する。また、災害後に発生する「貴重品・思い出の品」の取扱方法を示している。

5 平時の備え

災害廃棄物対策として、本市が平時から準備しておく事項（仮置場候補地の選定、災害廃棄物排出方法の市民等への周知・広報計画、民間事業者等との協力・応援体制の準備・確認など）を整理し、平時から準備を行うものとする。